○厚生労働省国土交通省令第三号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）を実施するため、住宅宿泊事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

厚生労働大臣　後藤　茂之

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

住宅宿泊事業法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第十七条第一項の規定に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省国土交通省令第二号）第十三条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第二条　住宅宿泊事業法施行規則の一部を次のように改正する。

第七号様式中「有効期間１カ年」を「　年　月　日限り有効」に改める。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。